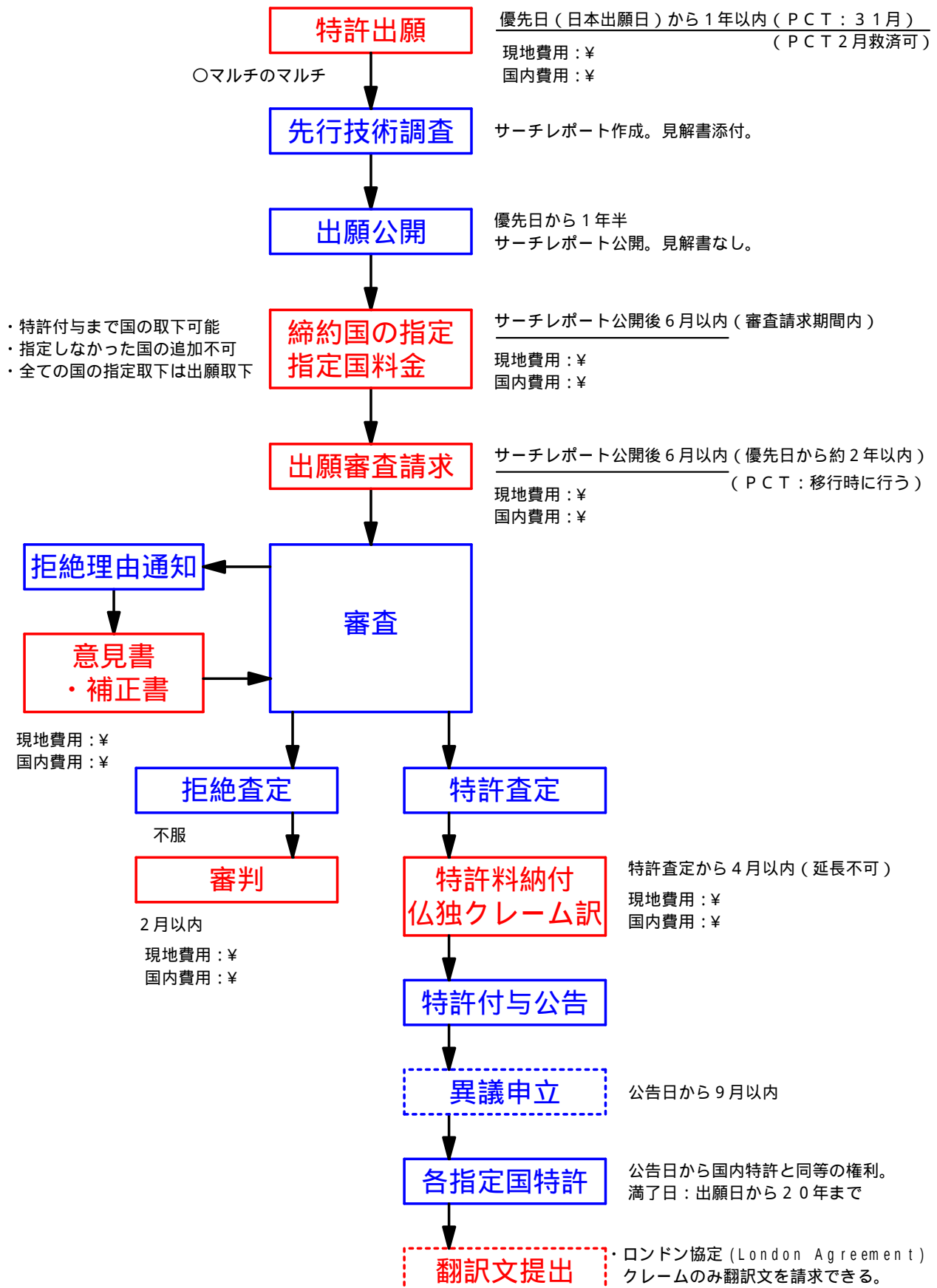


欧州特許 European Patent Convention

平成30(2018)年3月1日現在



(注) 特許権の維持には毎年特許料の納付が必要です。

青枠: 現地特許庁の手続です。

赤枠: 出願人の手続です。この手続には国内費用と現地費用の両方が発生します。

なお、費用は改正されることがあります。